

内閣府による支援施策について

令和6年2月1日(木)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

企画官 鈴木祥弘

PPP / PFIの必要性

生産年齢人口の減少

財政状況のひっ迫、行政職員の減少

厳しい社会環境



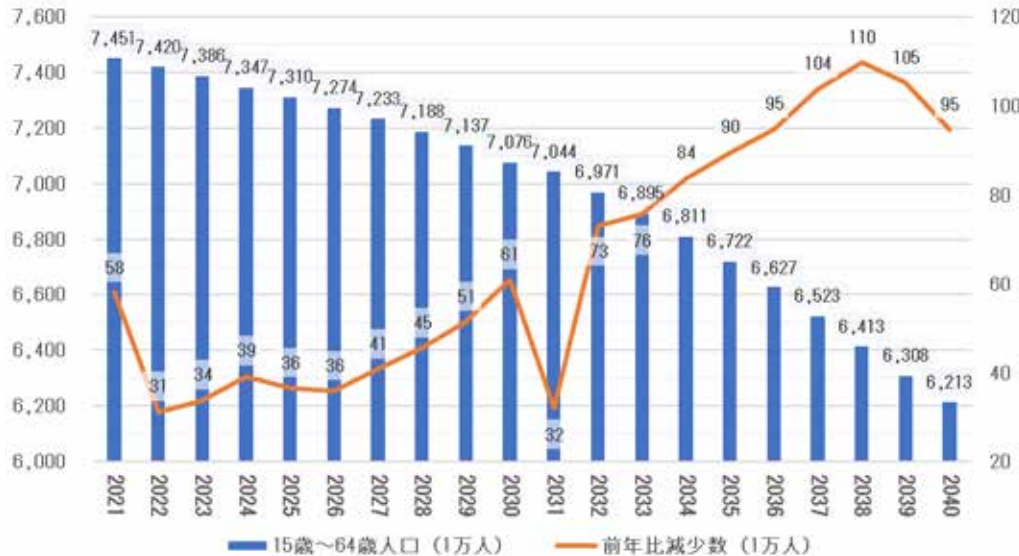
公共施設の老朽化

改修需要の増大

日本の生産年齢人口(15~64歳)は、20年間で1,200万人減少し、1年当たりの減少ペースは、2030年までの10年間は平均43万人、2030年以降の10年間は平均86万人と、倍速になる見込み。

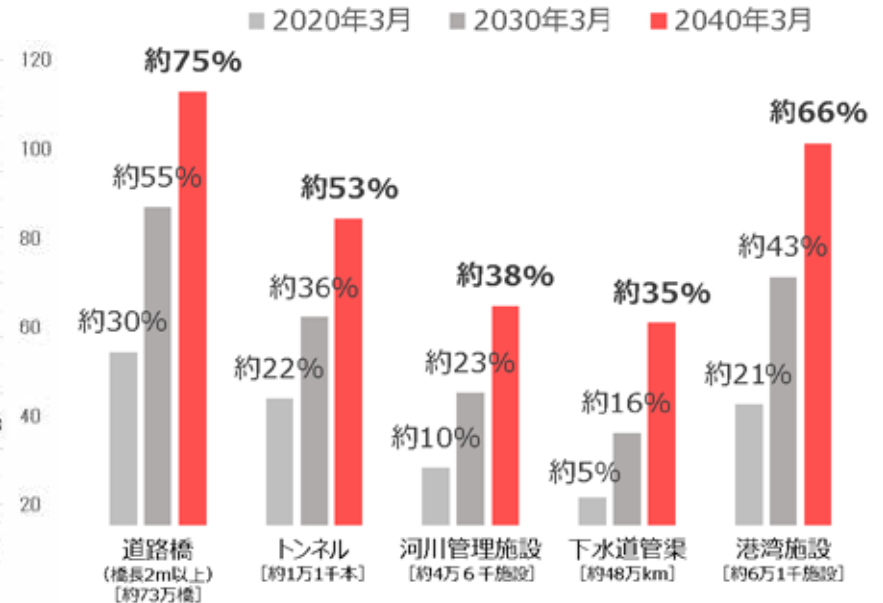
高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎えていく。

生産年齢人口の推計



出典: 国立社会保障・人口問題研究所資料を基に作成

建設後50年以上経過する施設の割合



出典: 国土交通省総合政策局資料

官と民が適切に連携を行うPPP/PFIにより、

経済や財政の改革への貢献
 新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大
 地域の賑わいの創出や地域課題の解決

PPP (Public Private Partnership) : 民間の力を公的サービスに有効活用する事業 (指定管理者制度、包括的管理委託等)

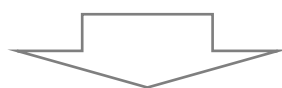
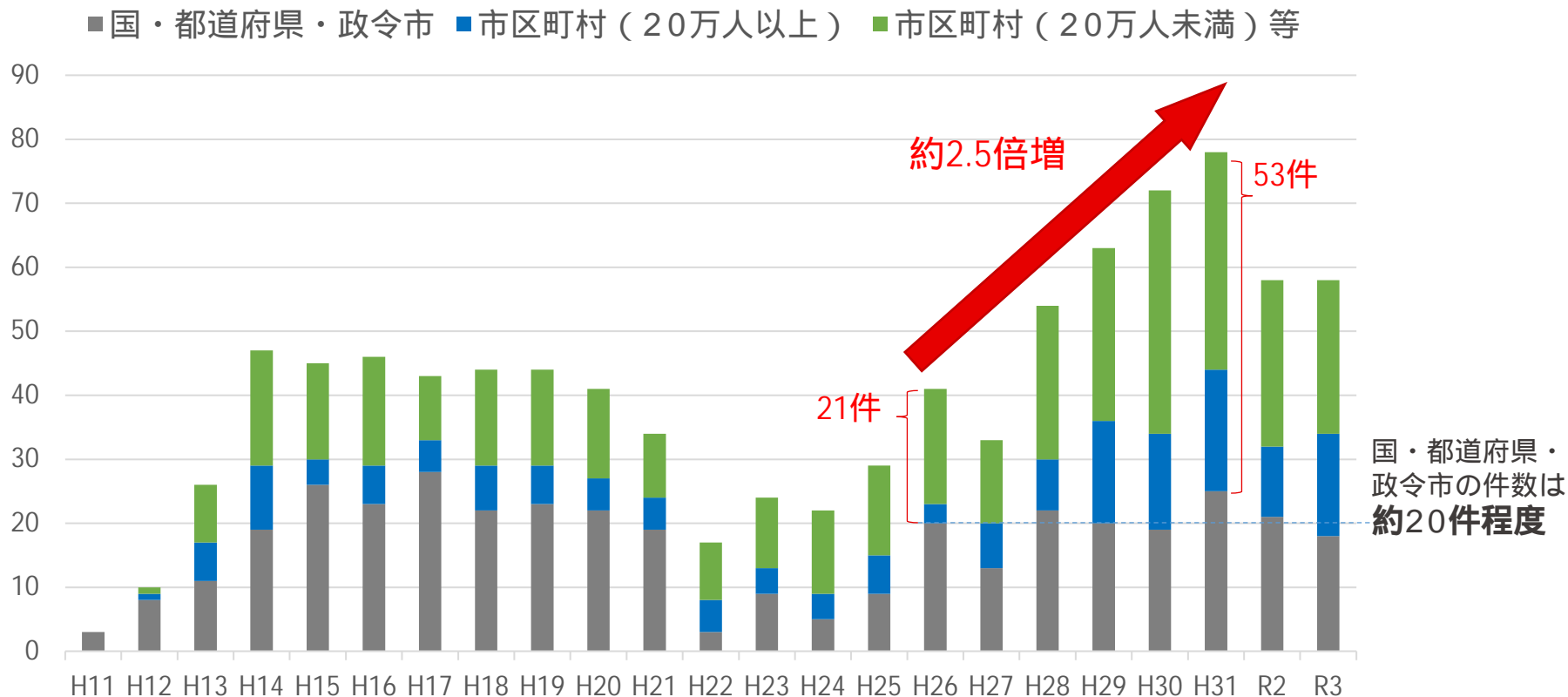
PFI (Private Finance Initiative) : PPP (官民連携事業) のうち、PFI法に基づく「民間資金等活用事業」

PFI事業の実施状況 / 事業主体別事業数

(内閣府調べ)

全体のPFI事業実施件数 932件

(令和4年3月31日現在)

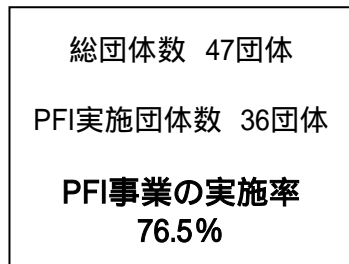


近年のPFI事業件数の増加傾向は、市区町村における活用の増加が主な要因。
近年は新規件数の半数以上が市区町村によるもの

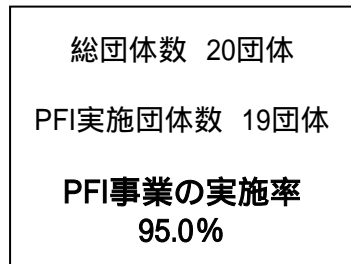
PFI事業の実施状況 / 地方公共団体の規模別

地方公共団体におけるPFI事業の実施状況（令和4年3月31日時点）

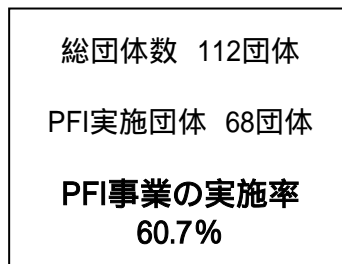
都道府県



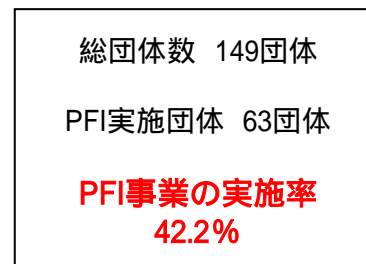
政令市



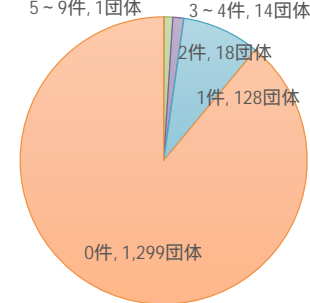
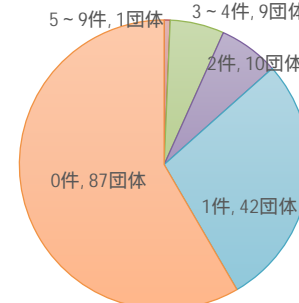
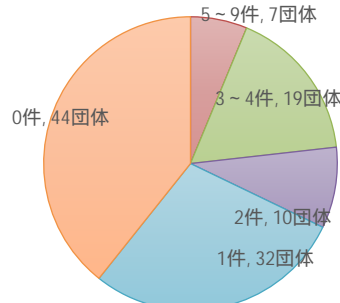
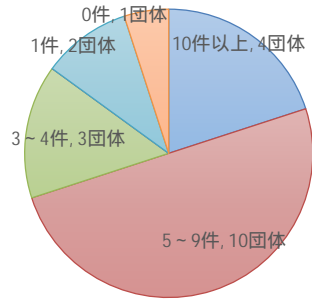
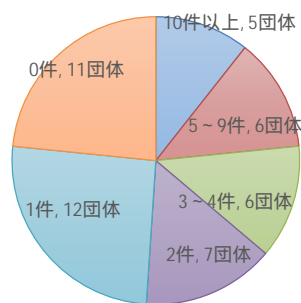
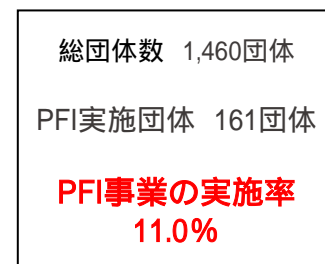
人口20万人以上
市町村



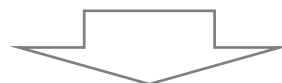
人口10～20万人以上
市町村



人口10万人未満
市町村



件数、実施団体ともにH11からの累計数
人口はR4.1.1時点を基準とする



人口20万人以下の市区町村のPFI事業の実施率は低い。
市区町村におけるPFI事業の普及拡大により、PFI事業の実施件数のさらなる増加が期待できる。

地域におけるPPP/PFI事業の活用拡大の方向性

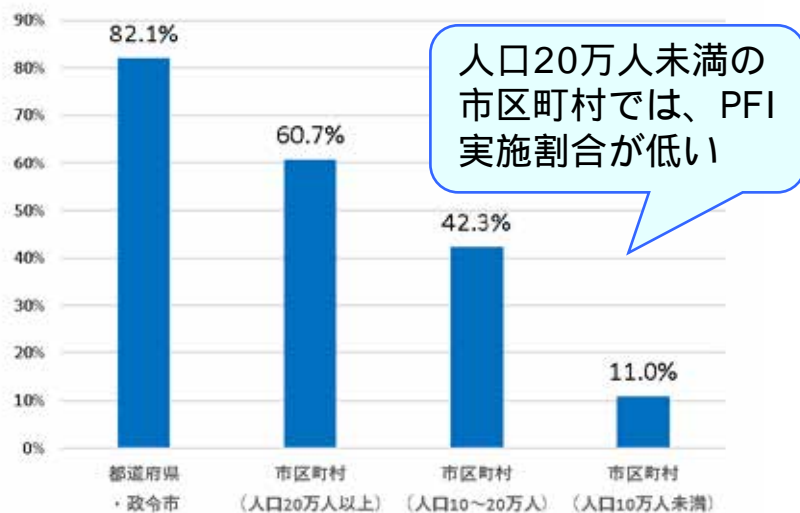
自治体のPFI実施状況には偏りがあることから、事業規模30兆円の達成に向けては、幅広い自治体の取組を促進することが必要。

具体的には、主に小規模自治体のPPP/PFI事業の活用促進を図るため、以下の取組を実施。

- 地域プラットフォーム**¹未設置の都道府県に対して、ヒアリング等を実施し、**設置機運の醸成**を図るとともに、設置意向のある地方公共団体における**地域プラットフォームの形成・運営を支援**。また、**既設置の地域プラットフォーム**についても**広域化等により機能を強化**。
- 優先的検討規程**²について、令和5年度末までに策定の目途が立っていない**人口10万人以上の自治体**に対して**策定を促す**とともに、策定意向のある**小規模自治体の策定**や**実効性のある運用**を支援。
- これらの取組により小規模自治体における案件形成の環境整備を行い、PPP/PFI事業の促進を図る。

自治体規模別のPFI実施割合

令和3年度末時点

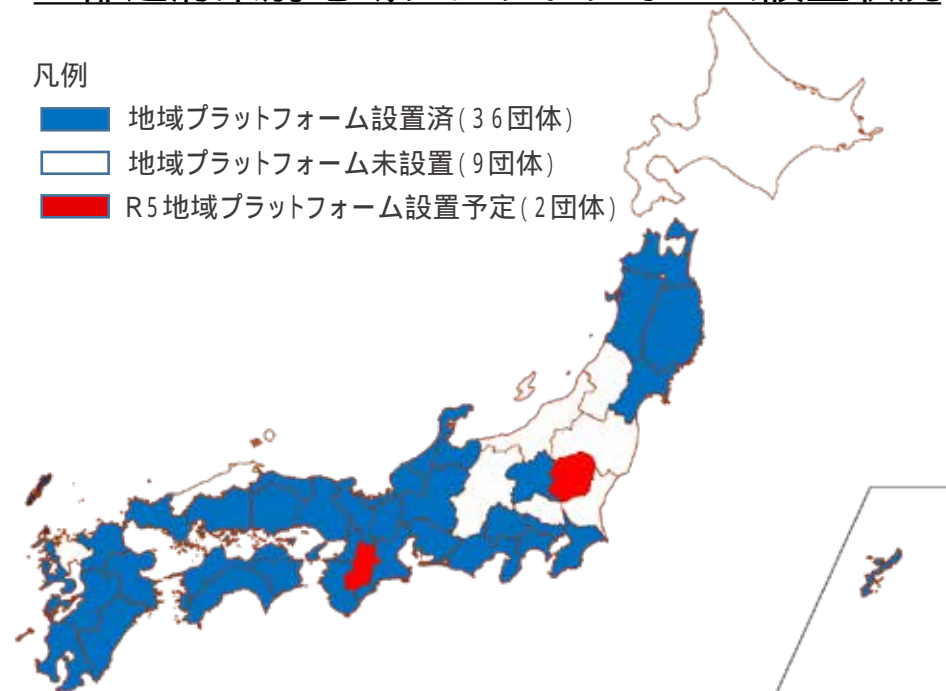


現時点で9県・1政令市が未実施

都道府県別地域プラットフォーム設置状況

凡例

- 地域プラットフォーム設置済(36団体)
- 地域プラットフォーム未設置(9団体)
- R5地域プラットフォーム設置予定(2団体)



(令和5年3月末現在)

1 PPP/PFI導入に関する企業・金融機関・自治体等の連携の場。
2 公共施設の整備等に際し、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組み。

令和6年度 PPP / PFI推進に資する支援措置

支援 ~ の募集期間は令和6年1月11日～3月1日正午。支援期間は令和6年度内を予定。

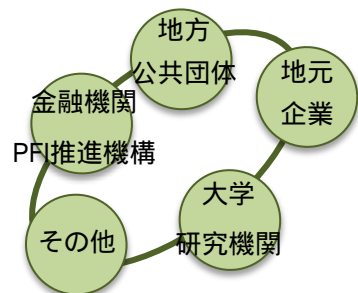
本募集については、令和6年度予算が成立した場合に支援(執行)が可能となるものであり、国会における審議の状況によっては、支援の内容、日程等を変更する場合があります。

地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場

(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査を始め案件形成に資する支援を併せて実施



地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1)人口20万人未満の地方公共団体
- (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、「導入可能性調査開始前」段階のものが対象となります。

地域におけるPPP/PFI促進環境

2) 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法導入の優先的検討

事業の段階

基本構想

基本計画

導入可能性調査

PPP/PFI手続
(PFI法に基づく手続)

事業実施

1) 地域プラットフォーム形成支援

3) 高度専門家による課題検討支援

概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援
 地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査を始め案件形成に資する支援を併せて実施

支援内容

支援対象

地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地域

複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームを重点的に支援

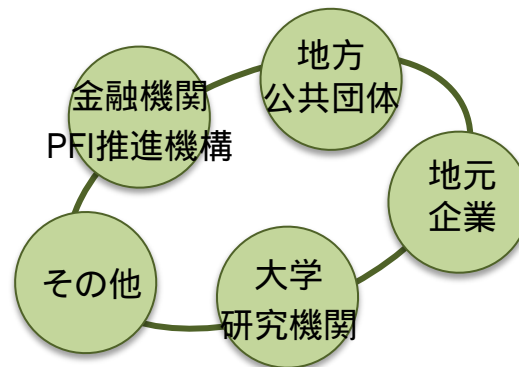
具体的な支援事項(例)

コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの立ち上げから支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート

- ・ 構成員の決定、活動計画策定の支援
- ・ セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
 (参加者募集、実施企画の提案、講演者手配、必要資料作成 等)
- ・ 支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言

地域プラットフォームに寄せられる案件(横展開の可能性が高いもの)に対し、事業の実現性を高めるための情報提供、助言や、今後の方向性を提示。

- ・ プラットフォームを通じたサウンディング調査(民間事業者の参入意向や参入条件等の確認)の実施及び結果分析の支援
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴、事業実施に向けたスケジュール、検討項目、取り組む際の留意点等の情報提供 等



【地域プラットフォームイメージ】

これまでの支援事例



セミナーの開催
 (かがわPPP/PFI地域プラットフォーム:
 令和2年度支援)



セミナーの開催
 (群馬県PPP/PFIプラットフォーム:
 令和3年度支援)

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容

支援対象

優先的検討規程を令和6年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1)人口20万人未満の地方公共団体
- (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

具体的な支援事項(例)

コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供

等

これまでの支援事例



庁内勉強会における講義
若狭町(福井県)
(令和3年度支援)



庁内勉強会における講義
豊明市(愛知県)
(令和3年度支援)

概要

高度な専門的検討を必要とする、公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施

支援内容

支援対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当するPPP/PFI事業を実施しようとしている地方公共団体等

- 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)
- 収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業)
- 公的不動産利活用事業
- PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業
- 指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業
- ウォーターPPPによる事業

支援対象の選定では、今後の展開が期待されるモデル性のある案件を優位に評価します。導入可能性調査開始前の検討段階の事業が対象です。

具体的な支援事項(例)

内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- 法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
 - 事業採算性の検証の実施に関する助言
(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等) 等
- 対象事業の課題に応じた支援を実施します

これまでの支援事例

大阪市
(平成28年度支援)

設置者が「地方独立行政法人」となる場合の事業スキーム・運営体制について、高度専門家より**法務的な知見**を整理

『大阪中之島美術館』

事業主体: 地方独立行政法人 大阪市博物館機構
事業方式: 公共施設等運営権(コンセッション)方式

- H30.10 実施方針(案)公表
- H31.4 機構(地独)設立
- R1.6 実施方針公表
特定事業選定
事業者募集開始

- R2.4 事業者決定
実施契約締結
- R4.2 開館



<イメージパース>

PPP / PFI地域プラットフォームの協定制度

募集期間: 令和6年1月11日～3月1日正午

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

協定内容

対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

○次に掲げる機会を年1回以上提供

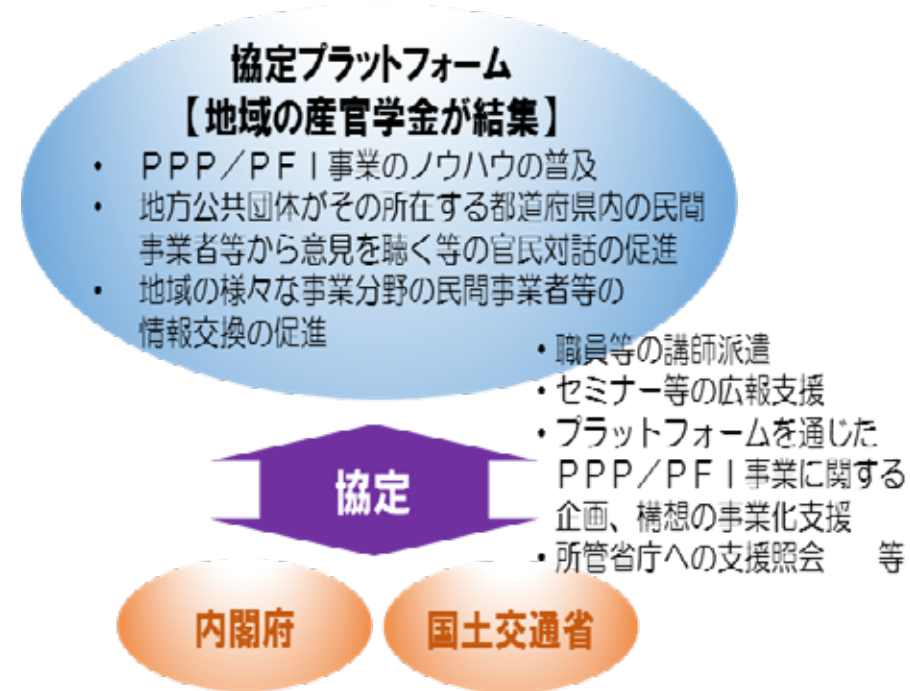
- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

支援内容

関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣

- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】

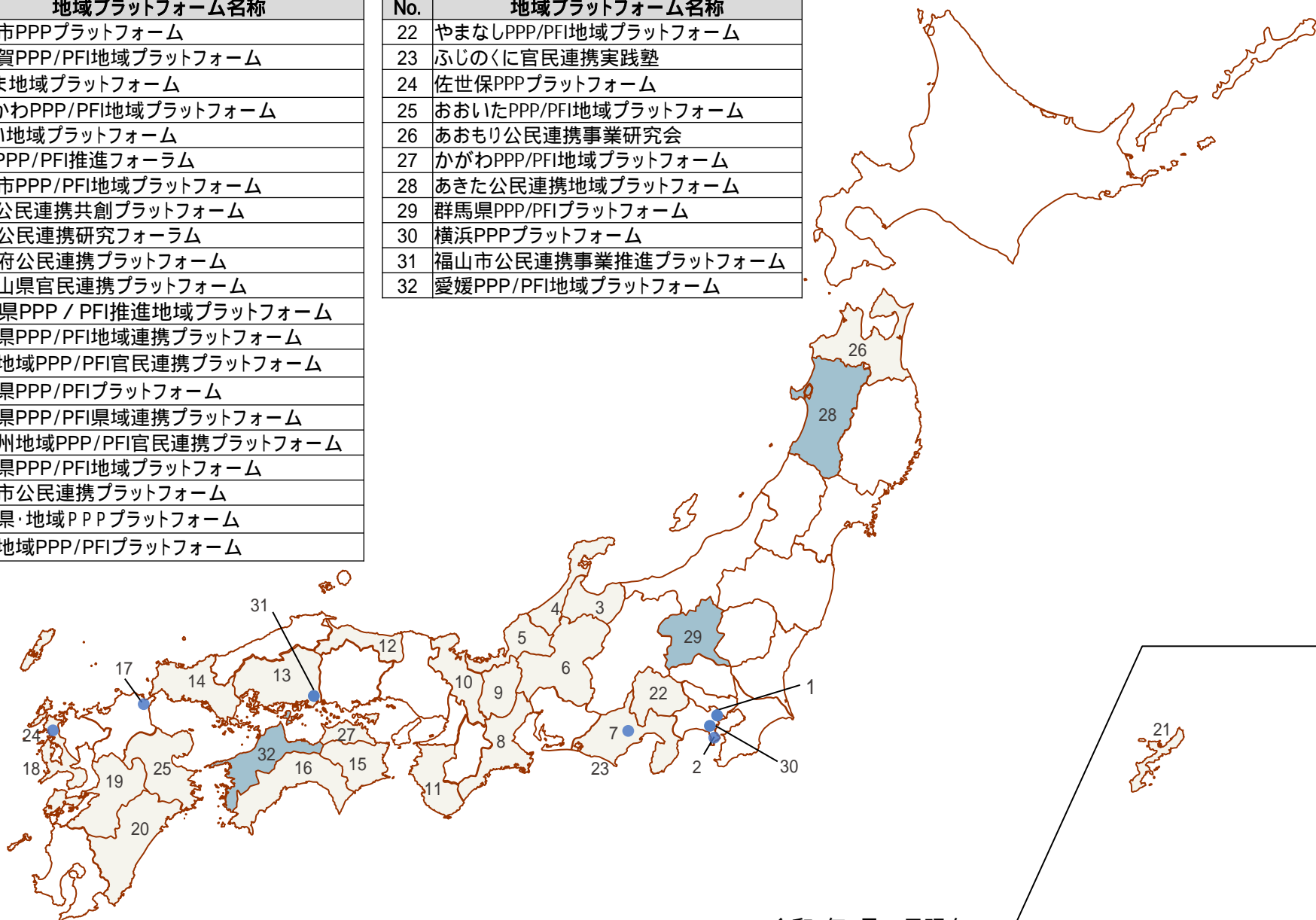


令和5年度は32地域と協定を締結

PPP / PFI地域プラットフォームの協定制度

No.	地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム
10	京都府公民連携プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム
12	鳥取県PPP / PFI推進地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市公民連携プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム

No.	地域プラットフォーム名称
22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム
23	ふじのくに官民連携実践塾
24	佐世保PPPプラットフォーム
25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム
26	あおり公民連携事業研究会
27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム
28	あきた公民連携地域プラットフォーム
29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム
30	横浜PPPプラットフォーム
31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム
32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム



令和5年3月31日現在

PPP / PFI事業優良事例表彰について

PPP/PFI推進アクションプランに基づき、**内閣府特命担当大臣による表彰制度を新設**し、令和6年1月から公募を実施することとする。

PPP/PFI事業の先導的な優良事例等を表彰し、以て**推進の機運醸成を図ることを目的**とする。

内閣府において1次選考を実施した後、選考委員会による評価項目に基づく審査・選考を経て表彰する。内閣府特命担当大臣等による**第一回表彰式を令和6年6月頃に開催**する予定。

参考:「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」

2. PPP / PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

PPP / PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、**優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を促進する。**

) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等

PPP / PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、国が表彰する制度を創設する。(令和4年度開始)<内閣府>

【表彰効果】 自治体・民間の更なる創意工夫、活用地域の拡大、活用対象の拡大

【表彰の種類】 大臣賞（内閣府特命担当大臣表彰 各部門1件）
優秀賞（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）表彰 各部門1件程度）
特別賞（選考委員会表彰 各部門1件程度）

【表彰部門】 人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門
人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

【表彰対象】 PPP/PFI事業及びその事業契約等の契約主体（地方公共団体等及び民間事業者）
公共施設等の供用開始後あるいは維持管理・運営等開始後の事業が対象
連名による応募のみ

【評価項目】 先導性、汎用性、継続性、有効性

【第一回表彰】 応募期間：令和6年1月31日（水）～令和6年3月29日（金）正午
表彰式：令和6年6月頃

特別賞は「分野横断型・複数施設型及び広域型の取組」に関するPPP/PFI事業を優先して選考

掲載先URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojirei_index.html

PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- 1 PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 1 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和4年度末までに延べ383件。

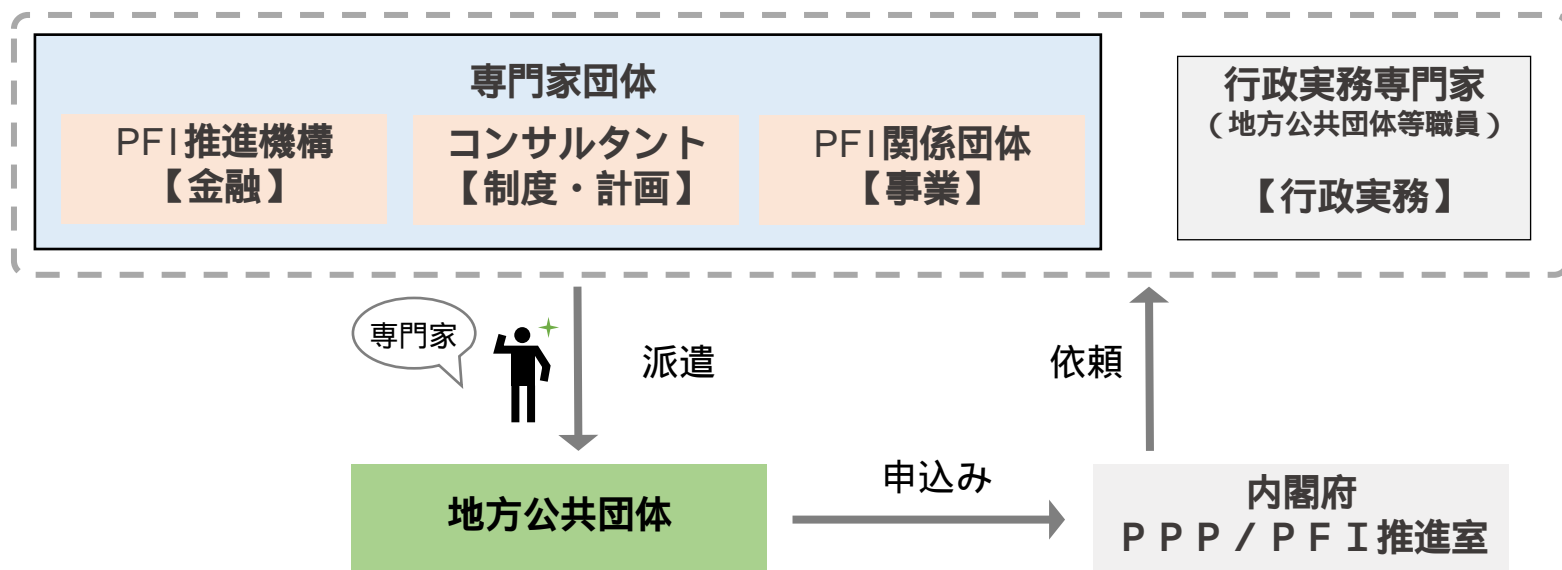
【専門家派遣制度の概要】

PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度（平成23年度より派遣開始）

地方公共団体等からの申込内容に応じ、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）
専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施

PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会対応、庁内合意形成など、行政実務に関しての実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFI行政実務専門家」として、令和3年9月より派遣開始

令和4年7月から、金融・ファイナンスに関する専門家派遣要請に対応するため、機構職員の方を派遣。
通年で受付中、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担



PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します
連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

問い合わせいただいている主な質問の例

1．PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2．PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3．PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4．PPP/PFI優先的検討規程

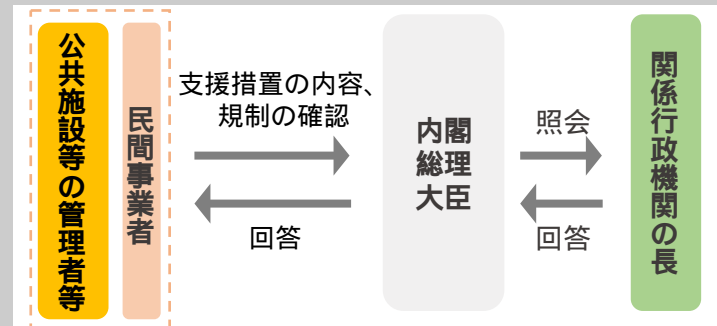
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PFI事業基礎データベースの公表(令和5年4月)

PFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
(令和4年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)



English 検索

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PFI/PFJ推進室) > 各種PFI情報 > PFI事業情報

PFI事業情報

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。

掲載している情報は、令和4年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

● PFI事業 基礎データベース(Excel形式:318KB) 目

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyuu/jigyuu_index.html

事業名・事業主体				事業内容											
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1. 管理者種別	2-2. 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途	3-5. 事業分野	3-6. 施設用途	3-7. 事業分野				
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	国	-	東京都千代田区	庁舎	行政	なし	非該当	なし	非該当				
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	国	-	東京都千代田区	庁舎	行政	なし	非該当	なし	非該当				
事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)				事業者の経過・スケジュール							事業者(落札者)				
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入 サービス対価(発注者からの対価)	4-4. 事業者の収入 利用者等からの収入 (要求水準として内容指定)	4-5. 事業者の収入 利用者等からの収入 (任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/ 実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者 (代表企業)	6-2. 事業者 (その他構成企業)	6-3. 事業者 (協力企業)
・BTO	・行政財産の使用許可		x		非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会社	株式会社日建設 東日本電信電話株式会社 株式会社日建設 株式会社ニッコトラス
・BTO	・行政財産の使用許可		x		非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会社	株式会社日建設 東日本電信電話株式会社 株式会社ニッコトラス

国による支援事業の公表(令和5年6月)

内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
 (各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



内閣府の政策 → 組織・制度 → 広報・報道 → 活動・白書等 → 情報提供

国による支援事業

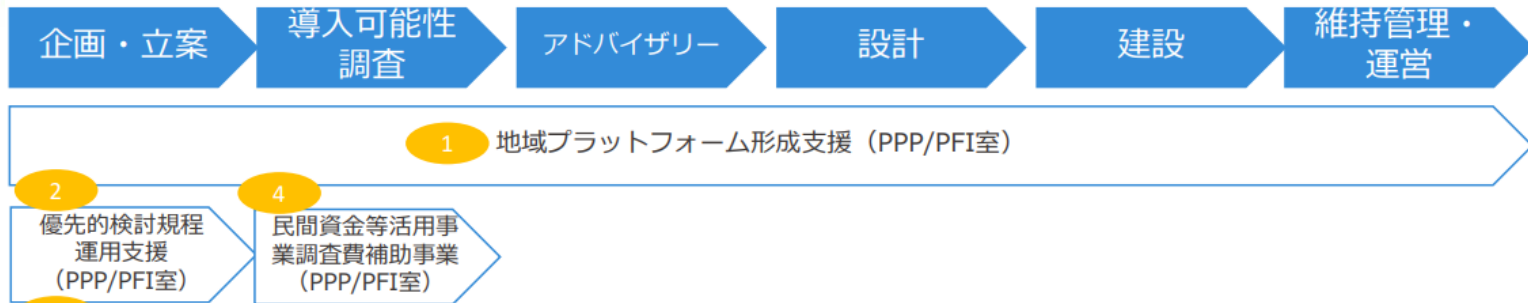
内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご利用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。
 ※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府省庁にお問合せくださいようお願い申し上げます。

1. 令和5年度 国による支援事業の概要(PDF形式:360KB)
2. 令和5年度 国による支援事業リスト(Excel形式:40KB)

データ項目(例)

- ・ 支援対象
- ・ 支援対象とする事業段階
- ・ 支援内容(概要、補助率等)
- ・ 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html



府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階								
		支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザー	設計	建設	維持管理・運営	その他	
1 内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・地方公共団体等 ・地方公共団体等を構成員として含む構成員	・特になし	○								
支援内容				問合せ先								
補助率等	概要	URL		担当部署・課	電話番号	e-mail (任意)						
内閣府が費用を負担	・地域プラットフォームの形成や運営を支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r5/r5_index.html		内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI室)	03-6257-1655							

デジタル田園都市国家構想交付金の概要

デジタル田園都市 国家構想交付金とは



デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、地方公共団体の自主的・主体的かつ先導的な事業を支援

地域再生計画の作成【地域再生法第5条第4項第1号】

計画の作成主体：地方公共団体

デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業：以下の要素を全て満たす事業

地方版総合戦略に位置付けられた**地方公共団体の自主的・主体的な取組**であること
先導的な事業として、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、**自立性、デジタル社会の形成への寄与、官民協働、地域間連携、政策・施策間連携**等の要素を有する事業であること
事業毎に、ふさわしい具体的な**重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルを整備**していること

交付金の交付【同法第13条】

当該事業（認定された地域再生計画に基づくもの）に要する経費に充てるため、**予算の範囲内で交付金を交付することができる。**

例えば、PFI方式導入に向けた基本構想・基本計画作成や導入可能性調査、PFI方式による一体的な設計・施設整備・運営を行う場合等の費用については、**デジタル田園都市国家構想交付金の対象となり得る。**

- (1) PFI法に基づき実施される事業を行うものである場合、先導性の要件「官民協働」において高い評価となる。
- (2) ただし、他の国庫補助金等の対象となり得る費用は対象外となる。

交付金の活用事例 <PFIを活用した取組>

愛知県（R3当初）

～日本最大のスタートアップ支援拠点を新設～

スタートアップと地域のモノづくり企業の交流を図る場として、1,000社の利用を想定したスタートアップ支援拠点を整備。

多くのスタートアップ関係者を巻き込み、継続的にイノベーションを起こすことで、県の地域産業経済の競争力を維持・強化する。

（事業名：愛知県スタートアップ支援拠点整備事業、事業年度：R3～R6）

滋賀県（R4当初）

～新幹線の駅前に総合的な技術開発拠点を新設～

長浜市と彦根市の2箇所に所在している東北部工業技術センターを、米原市の新幹線駅前に移転統合し、総合的な技術開発拠点として整備。オープンイノベーションセンターを設置し、研究開発型ベンチャー企業・第二創業の成長による地域産業の活性化を図る。

（事業名：製造業のスタートアップとイノベーションを促進する「企業に寄り添うパートナーシップ型工業技術センター」整備事業、事業年度：R4～R6）

地域再生法改正におけるPFI法の特例 (令和元年法律第66号)

- 老朽化した公共施設の維持更新、低未利用化した公的不動産の有効活用は、地方公共団体の重要な課題。
- 厳しい財政状況の中で、公的不動産の有効活用を通じて公共施設の効率的な整備等を図るためには、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入が有効。そこで、専門機関であるPFI推進機構がコンサルティングを行うことで、公的不動産の有効活用をはじめとするPPP/PFIの更なる促進を図る地域再生法改正法が、令和元年12月2日に成立し、同月6日に公布された。(施行期日は令和2年1月5日)

PPP/PFIの地域再生計画記載事項への 明確な位置づけ

改正においては、**公的不動産の利活用等のPPP/PFIを含む事業が「民間資金等活用公共施設等整備事業」として地域再生計画に記載可能な事項として追加**されたことで、**PPP/PFIが地域再生に資するものであることが明確化**。

併せて「民間資金等活用公共施設等整備事業」を記載した計画において**デジタル田園都市国家構想交付金や企業版ふるさと納税など他の支援措置メニューを活用すること等により、PPP/PFIを従前以上に推進**。

(参考) 公的不動産利活用の例



大阪府：大阪府営枚方田ノ口住宅
建替え事業



岡山市：出石小学校跡地整備事業

民間資金等活用公共施設等整備事業に係る PFI推進機構の特例業務の追加

地方公共団体(特に小規模の地域)の中には、PPP/PFIの案件形成のためのノウハウが不足しているところも依然として多い。また、PPP/PFIの経験の少ない、又は小規模の地方公共団体にも裾野を拡大するためには導入可能性調査等の初期段階からの支援が有効。

そこで地域再生法の改正により、従来利用料金を徴収するPFI事業のみを支援対象としていた**民間資金等活用事業推進機構**(PFI推進機構)が、**地方公共団体の求めに応じコンサルティングを行い、利用料金徴収の有無にかかわらず、公的不動産の有効活用をはじめとするPPP/PFIの推進を図る**ことを特例業務として可能とした。

(参考) PFI推進機構の業務範囲

事業類型 業務内容	PFI法		その他PPP/PFI
	コンセッショ ン 収益型事業	サービス購入 型事業	公的不動産の 有効活用等
金融支援 (出資、資金貸付け等)		—	—
コンサルティング支援 (専門家の派遣、助言等)		本業務特例により支援可能に	

地域再生支援利子補給制度のご案内

【内閣府地方創生推進事務局】

地域再生支援利子補給制度とは

- 地域再生支援利子補給制度は、地域経済の活性化や地域の雇用創出を目的とする「地域再生法」に基づく金融支援事業。
- 具体的には、国の認定を受けた「地域再生計画」の実現に資する事業を行う事業者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で利子補給金を支給。
- PFI事業は、利子補給の対象事業の1つ。事業者（SPC等）の借入に伴う金利負担を軽減することで、事業の円滑な実施を支援。
- 対象となるPFI事業は、既存の事業や公共施設等につき、民間の資金、能力を活用して、運営、改修、再整備等を行うもの。

地域再生法施行規則では、国の行政機関等又は地方公共団体（国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む）が実施する事業（当該事業に係る資産を含む）を譲り受けて行う事業と規定。

支援内容

利子補給率：最大0.7%

支給期間：5年間（融資期間は5年以上が必要）

活用事例（香川県まんのう町）

- 老朽化した町立満濃中学校の改築に際して、町民体育館と町立図書館の機能を合わせた複合施設として一体的に整備する事業。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、特別目的会社（SPC）が施工から運営、維持管理等まで、効率的かつ効果的に実施。
- まんのう町が地域再生協議会を設置し、地域再生計画「民間活力（PPP・PFI）活用によるまんのう町活性化計画」を策定。国が認定。

総貸付額：3,509百万円
利子補給金総額：15,784千円

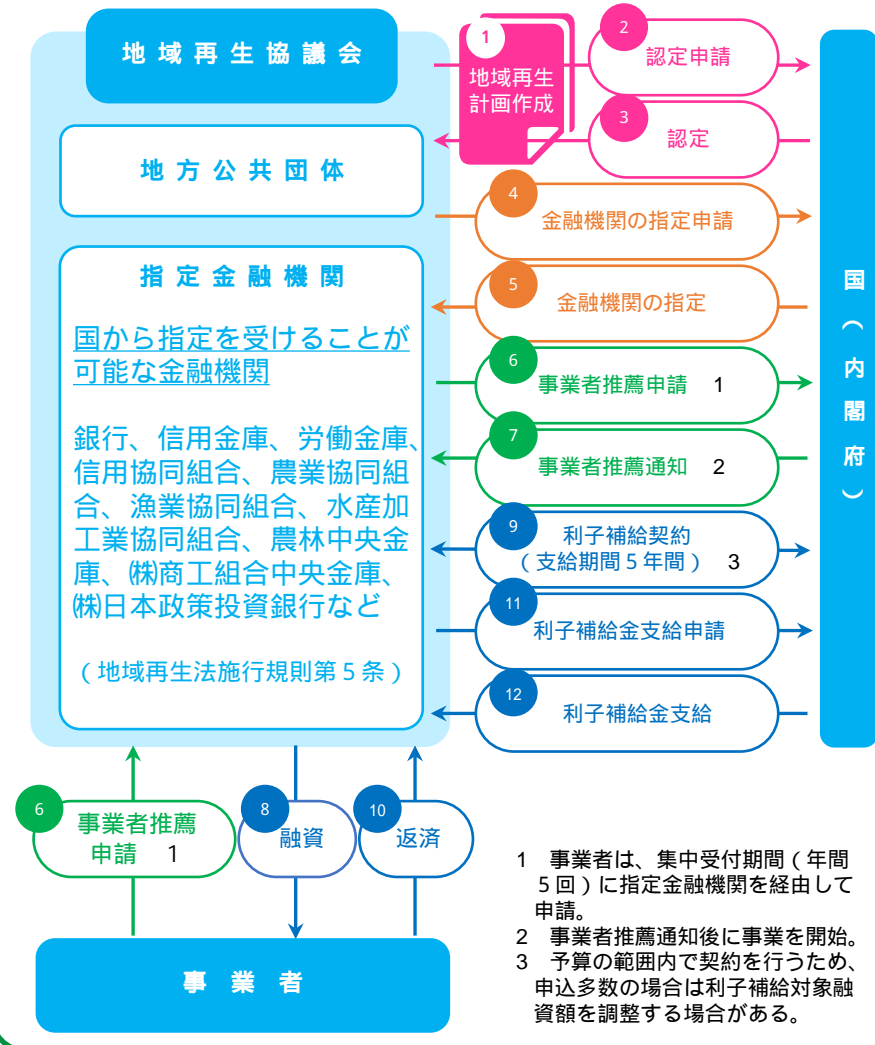
【計画における主な目標】

- ・ 雇用促進：まんのう町及びSPCでの雇用増加数 20名
- ・ 地域企業の活性化：町内企業のPFI事業参加経験数 0社 5社



複合施設全体

事業イメージ



- 1 事業者は、集中受付期間（年間5回）に指定金融機関を経由して申請。
- 2 事業者推薦通知後に事業を開始。
- 3 予算の範囲内で契約を行うため、申込多数の場合は利子補給対象融資額を調整する場合がある。

制度の詳細は、内閣府ホームページ（<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kankei.html>）掲載の地域再生支援利子補給金交付要綱、手続の手引き等をご参照ください。

【お問合せ先】内閣府地方創生推進事務局 地域再生担当 電話：03-5510-2473（直通） メール：rishi.hokyu@cao.go.jp

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

